

第 4 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成26年8月7日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成26年8月7日(木曜日)

午後1時28分開議

午後2時58分閉会

本日の会議に付した事件

報告事項

- ①水俣病対策の状況について
- ②平成25年度大気・有害化学物質・騒音等環境調査結果について
- ③平成25年度水質調査結果について
- ④環境影響評価条例の改正について
- ⑤平成26年度九州新幹線鉄道に関する騒音・振動調査結果について
- ⑥自転車の安全利用の推進について
- ⑦熊本港及び八代港におけるポートセールの状況について
- ⑧くまモンのヨーロッパプロモーションについて

出席委員（7人）

- 委員長 山口 ゆたか
- 副委員長 橋口 海平
- 委員 西岡 勝成
- 委員 城下 広作
- 委員 鎌田 聡
- 委員 重村 栄
- 委員 佐藤 雅司

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 谷崎 淳一
- 政策審議監 田代 裕信
- 環境局長 村山 栄一
- 首席審議員兼
水俣病保健課長 田中 義人

首席審議員兼

- 水俣病審査課長 中山 広海
- 環境保全課長 川越 吉廣
- くらしの安全推進課長 開田 哲生
- 商工観光労働部

部長 真崎 伸一

総括審議員兼

- 政策審議監兼商工政策課長 高口 義幸
- 新産業振興局長 奥 蘭 惣 幸
- 観光交流経済局長 渡辺 純一
- 企業立地課長 寺野 慎吾
- くまもとブランド推進課長 成尾 雅貴

事務局職員出席者

- 議事課課長補佐 小夏 香
- 議事課主幹 楨原 俊郎

午後1時28分開議

○山口ゆたか委員長 こんにちは。

ただいまから、第4回経済環境常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から6件、商工観光労働部から2件あっております。それぞれの担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告①から資料の順に従って説明をお願いします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課です。

お手元の資料、経済環境常任委員会報告事項の環境生活部の1ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況について、前回6月24日

の当委員会において御報告させていただいた後の状況について説明させていただきます。

まず、1の水俣病対策の主な経緯についてですが、7月5日、第36回臨時水俣病認定審査会、いわゆる臨水審が開催され、4件、うち熊本県分は3件の審査が行われました。そして、7月8日、この4件について環境大臣の処分があり、4件とも棄却という結果でした。次に、7月9日、臨水審の会長から環境大臣宛てに「水俣病対策について(意見)」というものが提出されました。これは、特措法の申請期限である平成24年7月末よりも前に公健法の認定申請をしている人の中で、特措法の救済を受けそびれたという方に対して、何らかの対応をとる余地がないか検討してもらいたいというものであります。現在、環境省でその検討が行われていると聞いております。次に、7月15日、ノーモア2次の第5陣が提起されました。これにより、原告数は、計545人となりました。

2の最近の国・県の動きについてですが、前回の委員会での報告及び1の主な経緯と重複しますので、説明は省略させていただきます。

次に、3の認定業務の状況についてです。

(1)認定申請の状況ですが、6月30日現在の熊本県への認定申請件数は、686件となっております。うち、国に対する認定申請件数は、6月末で36件となっておりますが、このうちの3件が、7月に入りまして、先ほど申し上げたように臨水審で審査され、大臣による処分が行われたところです。

(2)の認定検診の状況については、前回と同じ内容ですので、説明は省かせていただきます。

(3)の認定審査会の開催については、資料に記載しておりますとおり、今回の臨水審での審査結果も踏まえながら、引き続き今後の臨水審での審査状況と国の不服審査会の裁決の結果を見きわめながら判断したいと思っ

ております。

次に、資料2ページ、4の水俣病に関する裁判の状況につきましては、6月の委員会で御報告した内容と変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

水俣病審査課は以上です。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、資料の2ページのほうをお願い申し上げます。

5の特措法による救済についてでございます。

(1)の申請者数及び下の表の内訳につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、御申請がありました方々についての判定は一通り終了をいたしました。現在、判定及び通知などの漏れがないかの確認をさせていただいているところでございます。

そのほか、窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

水俣病保健課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告②から報告⑤について、環境保全課から説明をお願いします。

○川越環境保全課長 報告事項の3ページをお願いいたします。

平成25年に実施いたしました大気汚染調査、化学物質環境調査及び環境騒音調査等の結果について御説明いたします。

まず、1の大気環境の調査でございます。

(1)の大気汚染常時監視調査につきましては、県内36地点で環境基準の達成状況を調査しております。調査地点は、下の図1に、県、市、九電等の設置主体ごとに示しております。

結果としましては、二酸化硫黄、二酸化窒素は、調査した全ての地点で環境基準を達成しております。光化学オキシダント、微小粒子状物質、PM2.5でございます、浮遊粒子状物質は、それぞれに環境基準を超えた日がありまして、基準は未達成ということでございました。

注意報等の発令状況でございますが、光化学オキシダントにつきましては、平成22年以降発令はありません。PM2.5につきましては、平成25年3月5日以降、計8回注意喚起を行っております。

4ページをお開きください。

4ページの上のほうの図と表でございますが、光化学オキシダントとPM2.5の超過した日数の年度ごとの推移を示しております。

(2)の酸性雨調査でございます。

県内4地点、八代、宇土、阿蘇、苓北で測定しておりまして、全ての地点で酸性雨が観測されております。図の3に各測定地点の経年変化をグラフで示しておりますが、ほぼ横ばいで推移しており、全国的にも同様な傾向で、これまでに目立った被害の報告はあっておりません。

5ページをお願いします。

(3)のアスベスト調査でございます。

吹付けアスベストの除去工事の2地点、採石場近傍の住宅地4地点で調査を実施したところ、アスベスト除去の作業現場1地点で総繊維数が1リッター当たり10本を超過したということでございますので、作業中断の上、フィルター交換等の飛散防止の対策をとっております。ほかの5カ所につきましては、特に問題はありませんでした。

次に、2の有害大気汚染物質の調査結果でございます。

調査内容は、環境基準が設定されたベンゼンなど4物質と指針値が定められている水銀など8物質及びその他の物質を合わせて21物質について、県内3地点で調査をいたしました

が、全ての物質で基準値等を下回っております。経年的に見ますと、各物質とも濃度は低下傾向にあり、全国的にも同様の状況にあります。

3の環境騒音の調査結果でございます。

航空機騒音でありますとか自動車交通騒音、新幹線騒音等について調査を行っております。

まず、(1)の航空機騒音でございますが、阿蘇くまもと空港周辺の9地点におきまして常時監視を行っております。調査結果は、図の2に示しておりますが、全ての地点で環境基準を下回っております。

次に、6ページをお願いします。

自動車騒音につきましては、県及び県内14市それぞれで実施いたしまして、幹線道路沿道144区間で調査した結果、96.5%で環境基準を達成しております。詳細は、ここに書いてあります表3のとおりでございます。

(3)の新幹線の騒音でございますが、平成25年度の調査結果につきましては、さきの4月の委員会で報告させていただいておりますので、今回は説明を省かせていただきたいと思います。

今般、平成26年度の調査結果が判明しましたので、ここで報告させていただきたいと思っております。

別添資料をごらんいただきたいんですが、事前にお配りしていたものに一部誤りがございましたので、本日机の上に置いてある別添資料をごらんいただきたいと思っております。「別冊」と書いてございまして、「平成26年度九州新幹線鉄道に関する騒音・振動調査結果について」と書いてあるやつでございます。

平成26年度は、4月から7月にかけて、県と沿線の関係市で26地点の調査を実施しております。昨年度基準超過をしていました7地点、平成25年度7地点基準超過をしていたんですが、同じ地点が今年度も基準超過をいたしております。この7地点につきましては、

音源対策はとられているものの、現在の技術では環境基準達成が困難というようなことで、個別に二重サッシ等の防音工事等が完了しております。

今後も、定期的に新幹線鉄道騒音を測定し、環境基準達成の地点の対応を鉄道運輸機構及びJR九州に要請していくこととしております。

なお、この平成26年度の新幹線鉄道騒音の結果につきましては、本日の委員会終了後に公表させていただき予定としております。

御面倒ですが、もとの資料にお戻りください。資料の7ページです。

4の環境放射能水準調査の結果でございます。

この調査は、平成元年から、文部科学省の委託を受けまして、降水・降水物、空間放射線量率、農産物等の放射能調査を実施しているもので、調査の結果、全てに異常の値はございませんでした。

以上が大気、化学物質、騒音関係の調査結果でございます。

引き続き、資料の8ページをお願いいたします。

平成25年度の水質調査結果についてでございます。

まず、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質調査結果でございます。

調査項目は、(1)に列記しておりますように、BOD、COD等の生活環境項目、カドミウムなどの健康項目、ほかに、要監視項目などについて、計92項目を調査しております。

河川の調査結果でございますが、調査地点は、ページをめくっていただきまして、11ページの図の4に示しておりますので、この図により御説明いたします。

左上の枠内に示しておりますけれども、河川の環境基準は、水質汚濁の代表的な指数でありますBODであらわしております、水

質ごとにAAからEの6類型に基準が指定されております。

平成25年度は、47水域、127地点で調査いたしまして、調査開始以来初めて全調査水域で環境基準を達成しております。健康項目では、阿蘇火山の地質に由来するものと考えられているフッ素が、白川合流前と小島橋で環境基準を超過しております。

次に、湖沼の調査でございますが、調査地点は、この図の中の緑色の四角であらわしております。ちょうどひし形みたいになっておるところでございますが、上から竜門ダム、緑川ダム、市房ダムという3湖沼が対象となっております。湖沼の環境基準は、水質汚濁の代表的指数であるCODであらわしますけれども、全ての湖沼で環境基準を達成しております。

また、富栄養化物質であります窒素、リンなどについても基準を達成しており、近年は3水域とも環境基準を達成しているような状況でございます。

次に、海域の調査結果でございますが、調査水域は、そのままページをめくっていただきまして、12ページの図の5に示しておりますので、この図により説明させていただきます。

海域の場合は、代表的な汚濁指標としまして、CODが環境基準として設定されております。右下に凡例を記載しておりますが、環境基準は水域によりABCと3つに区分されております。調査水域は、有明海、八代海、天草西海で区分いたしました計19水域で調査をしております。調査の結果、赤丸で示した地点が環境基準を超過しております、5水域が環境基準未達成となっております。

13ページの図の6をごらんください。

こちらのほうは、海域の全窒素、全リンの水域ごとの環境基準点と類型指定図でございます。右下の凡例を見ていただきますと、環境基準の類型はIからⅢの3区分に指定され

ており、水域といたしまして7水域に分かれております。

結果としましては、7水域のうち3水域で環境基準を達成しておりませんでした。赤潮が異常発生した平成12年以降数字的に大きな変動はなく、近年ではほぼ横ばいで推移しております。

次に、14ページをお願いします。

地下水質調査でございます。

これは、地下水質の環境基準の達成状況を把握するため、カドミウムなど28項目について常時監視を行っているものでございます。調査井戸数は648本を選定し、延べ4,247項目について調査を行っております。

平成25年度の調査結果は、隣の15ページの図7に超過した項目ごとに基準超過の地点を地図に落としております。地図の下のほうの参考を見ていただきますと、①の新規概況調査から⑥の特定地点調査まで、便宜上6種類に分けて調査を行っております。

①の新規概況調査では、25年度は、硝酸性窒素に焦点を当てまして、80井戸を新たに調査したところ、そのうちの1井戸で基準超過が確認されております。

④の汚染地区調査におきまして、基準超過しているヒ素、フッ素、ホウ素につきましては、自然要因によるものと考えられ、近年ほぼ同様な状況にあります。人為的な要因であるトリクロロエチレンなど、有機塩素化合物等につきましては、減少傾向にあります。また、硝酸性窒素につきましては、ここ数年横ばいで推移しておるような状況でございます。

なお、基準超過井戸につきましては、市町村と連携し飲用指導を行うとともに、継続調査を実施することとしております。

水質の説明は以上でございます。

ここまで御報告いたしました大気の大気化学物質等環境調査と水質の調査につきましては、こちらのように青い本とオレンジの本という

形で冊子にしております。今現在作成中でございますので、9月の末か10月の頭ぐらいにはできると思っておりますので、これができましたら委員の皆様方のところにお届けしたいと思っております。

引き続きまして、最後でございますが、資料の16ページをお願いいたします。

熊本県環境影響評価条例等の改正についてでございます。

これは、法改正に伴う県条例改正の検討状況の報告でございます。

まず、環境影響評価いわゆる環境アセスメントについて簡単に御説明いたします。

事業者が開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測、評価し、その結果を公表して、住民等や行政の意見を聞き、よりよい事業計画をつくり上げていく制度でございます。

対象事業につきましては、19ページに対象事業別一覧を添付しております。字が小さくて申しわけありませんが、対象事業ごとに条例と法律の規模を記載しております。条例の規模は、ほぼ法律の規模の2分の1というような形で制定しております。

16ページにお戻りください。

今回の条例改正の経緯といたしましては、平成23年4月に環境影響評価法が改正され、25年4月までに段階的に施行されたことに伴い、本県条例におきましても、環境審議会の中に条例検討委員会を設置し、検討を進めてきております。

主な改正項目といたしましては、この3番の(1)から(4)の4項目ございまして、改正項目の概要について個別に説明させていただきます。

まず、(1)の配慮書手続きの導入についてですが、これまでの環境アセスメントは、事業実施段階と言われる事業の大まかな位置や規模がほぼ決まった段階から始められるものでした。この場合、この段階において環境へ

の影響があるという事項が判明いたしましても、事業の枠組みは決まっているため、柔軟な対応が困難な場合がございます。

そこで、今回導入する配慮書につきましては、事業構想段階と言われる事業の枠組みがまだ決まっていない段階において事業の位置や規模、施設の配置などの複数案を設定し、現行制度でも行っております文献調査等を前倒しして実施することで、できる限り早い段階での環境影響を把握しようとするものでございます。

これを図にあらわしたものが、18ページの手続の流れになります。

見ていただきますと、18ページの右側の上のほうの配慮書手続というものが、これまでより1つふえることとなりますが、基本的には現行制度で行っている文献調査を前倒しして実施するものでございますので、事業者にとって大きな負担増とはならないと考えております。

17ページに戻っていただきまして、次に、(2)の方法書要約書の作成及び説明会の開催、環境アセスメント図書の電子縦覧の義務化です。

これまで、準備書段階では義務化されていた要約書の作成あるいは説明会の開催につきまして、方法書段階でも義務化するものと、関係図書について、一般の方がアクセスしやすいようにインターネットによる縦覧を義務化するものでございます。

次に、(3)放射性物質に係る適用除外規定の削除についてですが、これまで、放射性物質に関しましては、原子力基本法やその関係法令の中で処理されていたため、放射性物質につきましては適用除外とされておりました。

今般、環境法の個別法で対応することとなり、環境影響評価法においても適用除外が削除されたということでございますので、条例においても同様に削除するものでござい

ます。

最後に、(4)の風力発電所の対象事業への追加についてでございます。

クリーンエネルギーとして期待される一方で、騒音、低周波音や鳥類、景観などの影響が問題視されていることから、法改正により対象事業に追加されております。

法では、風力発電につきましては、アセスを実施する第1種事業といたしまして、総出力1万キロワット以上を対象としております。本県の条例におきましては、他の条例と同様に、法の半分である総出力5,000キロワット以上を対象にしたいと考えております。

ただし、風力発電につきましては、二酸化炭素の排出削減という環境負荷の低減が期待されること、また、東日本大震災以降の電力事情等を踏まえまして、住宅等から1キロ以上離れており、かつ国立公園区域等以外の地域につきましては、環境保全に関する協定締結によりまして、環境保全対策等が確保できるような場合、条例アセスの対象外とすることを検討しております。

今後の予定といたしましては、8月中旬からパブコメを行い、パブコメによる御意見等を踏まえ、再度検討後12月議会に提案させていただきます、周知期間を経た後、平成27年10月施行を目指しておりますので、よろしくお願いいたします。

環境保全課は以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告⑥について、くらしの安全推進課から説明をお願いします。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

自転車の安全利用の推進につきまして御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

自転車の利用につきましては、スマートフ

オン、ミュージックプレーヤーの普及によりまして、これらの機器を使用しながらの運転が散見されるなど、法令遵守、マナー向上の意識が薄れている状況でございます。

また、他県では、自転車事故の加害者に対しまして9,500万円の損害賠償請求が行われるなど、重大な事故も発生している状況でございます。

これに対し、県では、第9次熊本県交通安全計画におきまして、自転車の安全利用を重点対策の一つに掲げ、取り組みを強化し、自転車販売業者等と4者協定を締結いたしまして、安全利用に向けた啓発、自転車の整備点検の徹底、損害保険への加入の促進などを図っているところでございます。

また、毎月20日を自転車交通安全の日として、県教委、県警等が中心になりまして、街頭補導にも取り組んでおります。

当課におきましては、今年度、社会人、大学生を対象とした啓発事業を行うほか、自治会等の地域団体の交通安全指導を通じたマニュアル作成等にも取り組んでいくこととしております。

このような中、現在の課題といたしまして、中学、高校生の自転車の安全利用につきましては改善傾向にございますものの、社会人あるいは大学生なども含めた自転車利用者全体で見ますと、まだまだルール・マナー違反等も多く見られることが挙げられます。

自転車の利用につきましては、具体的な禁止行為は道交法、公安委員会規則に盛り込まれておりますので、ルール・マナーの向上のためには、新たな規制を加えるのではなく、既存の法令の遵守意識を高めるための手法を検討する必要があるというふうに考えております。

このため、今後の対応といたしまして、1つは、中学、高校で行われている安全教育を家庭や職場にも広げて徹底させると同時に、自転車の販売の際等、あらゆる機会を通じ

て、社会全体で自転車の安全利用に関する意識を徹底させること、2つ目といたしまして、行政、学校、警察などから一方的に指導、啓発、取り締まりを受けるだけでなく、自転車の利用者みずからが自発的に取り組むような環境をつくること、3つ目といたしまして、自転車の利用者に対し、特に高齢者や幼児等、いわゆる交通弱者に対する配慮意識を持たせること、加えて、歩行者が被害者となった際、自転車の利用者が加害者となった際の賠償の必要性についての意識を持たせることが必要であるというふうに考えております。

これらの対応の必要性を県民にしっかり意識づけるため、これらの対応を促進する条例につきまして、年度内の制定を視野に入れて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 次に、報告⑦について、企業立地課から説明をお願いします。

○寺野企業立地課長 お手元の商工観光労働部の報告事項1ページをお願いいたします。

熊本港、八代港におきますポートセールスの状況について御説明いたします。

ポートセールスにつきましては、平成24年度に土木部港湾課から企業立地課へ業務を移管しており、当課による取り組みを中心に状況を御説明いたします。

まず、航路の状況でございますが、国際定期航路につきましては、熊本港は週2便、八代港に週3便、韓国・釜山港との間に定期航路を有しております、いずれも韓国船社が運航しております。なお、八代港と大連・青島、上海との間に就航しておりました定期コンテナ航路は現在休止しております。国内定期航路につきましては、平成25年8月から、井本商運が八代一神戸間に就航しております。

次、②のコンテナ数の推移でございますが、平成25年度のコンテナ取扱量は、熊本港で7,022TEU、これは前年比39.5%の増となっております。八代港が1万4,834TEU、前年比20.4%の増となっております、熊本港は過去最高の取扱量、八代港におきましても過去2番目で、両港合計では過去最高となっております。

2ページをお願いいたします。

クルーズ船の誘致の状況ですが、熊本港は、平成25年度におきまして岸壁が延長されたため、2万トン級の旅客船の寄港が可能となりまして、クルーズ船が初寄港しました。今年度は、初めて外国クルーズ船が寄港予定でございます。八代港は、これまでも日本の船が入っておりますが、平成24年度に初めて外国クルーズ船が寄港しました。今年度は、日本の船が寄港する予定でございます。なお、八代港は、大型のクルーズ船の就航が可能であることを踏まえまして、港湾管理者の土木部と連携して誘致に取り組んでいるところでございます。

続きまして、中段の課題でございますが、コンテナ貨物につきましては、県内港に航路、便数が少ないことなどによりまして、リードタイムが長くなる、あるいはコストが割高になるなどの点が上げられ、荷主となる企業は、航路、便数が豊富である博多港などの県外港を主に利用している状況がございます。

そのため、県外の港から県内の港へ荷物をシフトするために取り組んでいる事柄でございますが、3番の施策内容等をごらんください。

まずは、企業訪問でございます。

これまで、県内に立地する誘致企業を初めとした大口の荷主から小口荷主への訪問をやりまして、最近では県外へと営業範囲を広げているところでございます。

3ページをお願いいたします。

県内港の知名度はまだ低く、このため、県内はもとより、東京、韓国、中国において、ポートセミナーを実施するなどの広報を行っているところでございます。

(3)助成金関係でございますが、熊本市、八代市と協調しまして、荷主に対し1TEU当たり2万円の助成や、新規に航路の開設等を行った船会社に対しまして、ガントリークレーンの利用料の助成等を行っているところでございます。

4ページをお願いいたします。

(5)でございますけれども、今後の取り組みの方向性につきまして、港湾事業者などとの関係者間におきまして共有化を図るため、これからの5年間を見通したポートセールスビジョンをポートセールス協議会を策定主体として現在作成中でございます。取りまとめの後、委員会にて御報告させていただきたいと考えております。

最後に、今後の目標でございます。

まず、コンテナの目標でございますが、平成25年が両港合わせて2万1,856TEUだったものを、今年度、26年、27年は、それぞれ2万5,500、3万TEUと目標値を設定しております。それから、3年後の平成30年でございますが、これは今申し上げましたポートセールスビジョンの推進期間でございますが、両港合わせて4万4,000を目標としております。

航路につきましては、熊本港、八代港、2便、3便の航路の維持定着を図りますとともに、さらに釜山航路の増便を誘致しますとともに、今後の取扱量の増加を、状況を見据えまして、中国、台湾等の新規航路の誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

クルーズ船につきましては、土木のほうで実施します航行安全対策調査などを踏まえながら、引き続き誘致に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いま

す。

○山口ゆたか委員長 次に、報告⑧について、くまもとブランド推進課から説明をお願いします。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

引き続きまして、資料5ページをお願いいたします。

くまモンのヨーロッパプロモーションにつきまして御報告いたします。

ヨーロッパプロモーションは、くまモンのブランド価値の向上の取り組みの一環といたしまして、昨年より実施しているものでございます。今年度は、去る6月27日金曜日から7月8日火曜日にかけて、ドイツのギーンゲン、ヴェッツラー、それからフランスのパリにおきましてプロモーション活動を行いました。

順次説明させていただきます。中ほど4番をお願いいたします。

主なプロモーション活動の内容でございますけれども、まず、昨年テディベアくまモンを製作していただきましたシュタイフ社の招待を受けまして、同社主催のサマーフェスティバルにことしは参加いたしまして、ステージパフォーマンスを披露いたしますとともに、来場者との交流を図りました。

また、同社からは、この会場におきまして、世界でただ一つのスペシャルなテディベアくまモンが披露されたところでございます。このスペシャルなテディベアくまモンにつきましては、その後、先月17日に、同社の創業者一族でありますクレア・シュタイフ氏が知事を表敬されました折に贈呈をいただいたところでございます。8月1日からは、くまモンスクエアに設置しているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6月30日月曜日になりますが、いわゆる35ミリフィルムカメラの草分けでありますライカ社が、ことし100周年ということを受けまして、同社を訪問させていただきました。本社工場を訪問し、100年に及びますカメラの歴史をくまモンが学びました。また、この訪問を機会に、今後ライカ社とのコラボレーションにつきましても検討をしていくことというふうになっているところであります。

次に、3番でございますが、7月1日にはフランスに移りまして、フランス発の体験型ギフト商品の開発会社でありますスマートボックス社というところから招かれまして、同社とのコラボレーションによりまして、熊本県産の晩柑、それからデコポン果汁、赤酒、焼酎等を使用いたしましたチョコレートづくりの体験デモンストレーションを行ったところでございます。

フランスの老舗のいわゆるパティシエさんによるデモンストレーションというふうなことで、現地でも話題になったところでございますが、今後、県内におきます体験型ギフト商品の造成、開発につきまして、今後フランスのスマートボックス社との間で検討を進めていくこととなっております。

最後になりますが、4番でございますが、ジャパンエキスポ、7月2日から6日にかけて、昨年に引き続きパリで開催されましたジャパンエキスポに参加いたしました。ステージでのダンスパフォーマンス、それからファンとの写真撮影等を行い、世界に向け熊本の情報発信を行ったところでございます。ことしは、この5日間に26万人の来場者があったというふうな報告も受けているところでございます。

くまもとブランド推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いま

す。質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 環境アセスの件で。

この前、山口委員長も一緒に天草熊本幹線道路の整備促進のお願いに国交省を回ってきたんですが、そのときに、緑川の橋脚をつくるのに非常に補償交渉が難航して、要するに海側と内水面と両方かかっていると、この工事が進まない、熊本一三角間の国の事業はかなりおくらせてくるという話を聞いたんですが、環境アセスでいろいろ調査をして、どういふところに影響があるのかというのと補償交渉というのは全く別にあるものですか。

○川越環境保全課長 環境アセスにつきましては、基本的には、今おっしゃられたアセスの部分と補償交渉とは全く別で切り離して考えていただくといえますか、環境アセスの考え方が、その事業を行うに当たって、どういふ環境に対する影響があるのかということと事業者みずからが考えるということとでございまして、それによって、例えば事業ができないですとか補償がどうなりますというふうな話ではございません。別個になります。

○西岡勝成委員 要するに、環境アセスと補償交渉は全く別ということですね。

○川越環境保全課長 環境アセスの法律、条例に基づく考え方と補償交渉につきましては、別物として考えていただくといえますか、補償交渉の中身によっては、環境アセスで得られた情報をもとにそういう交渉をされることもあるかと思いますが、こういうアセス法の施行に関しましては切り離して考えるという形でございます。

○山口ゆたか委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 もう1ついいですか、ついでに。

さっきのくまモンのあれですが、体験型ギフト商品でどういふの。

○成尾くまもとブランド推進課長 いわゆる今プレゼントといいますが、物を贈るといふのが主流かと思えますけれども、スマートボックス社では、例えばレストランに行き食事を楽しんでいただくとか、あるいは女性の皆さん向けにアロマセラピーというんですか、そういうふうなサービスをプレゼントすると。そういう、例えばそのほかにも熊本でイメージできますのは、ラフティング体験をプレゼントするとか、そういうふうな、いわゆる現地に行き体験をするというふうな商品をパッケージにして人にプレゼントするというのが、今ちょっと新しいトレンドとしてあるようでございます。そういうことをこのフランスのスマートボックス社さんが先駆けて今やっております、国内でもそういう商品展開を進めていきたいということをおられるというふうなこととでございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 水俣病対策の状況ということで御報告いただきまして、臨水審ですね。7月5日に開催をされ、4件ということで4件全て棄却ということだったんですけども、これは、要は総合的検討の具体化の通知によつての審査で、少しは今までの認定審査と一どうなんですかね、基準が少し下がったとか、そういった感じになったんですか、結局。

○中山水俣病審査課長 昨年4月の最高裁判決、それから、それを受けたことし3月の環境省が示した総合的検討の具体化の通知、これの大きなポイントは、その申請者の方の暴

露、つまりメチル水銀を摂取したという暴露の原因、それから、その方の症候といいますが、病気の症状ですけれども、それから、その暴露と症候との間の因果関係、これをしっかり丁寧に見なさいということでございます。もちろん症候の組み合わせがない場合も、そういうことでしっかり総合的に検討しなさいという御指摘を受けて、今まさにその臨水審でそのような審査が行われているところでございます。

そういうことで、基準が動いたとかということではなくて、しっかり丁寧にこの因果関係を捉えていくという丁寧な審査のあり方というふうに、今回の臨水審でそれが行われたものというふうに考えております。

○鎌田聡委員 丁寧にやっても、まあだめだったということなんですね、4件はですね。これから少しは——今のところ36件臨水審に申請が出ているというふうな報告ですけれども、どうなんですか。この状況を踏まえて、もう少しふえていきそうなのか、ここからもう国のほうに行っても変わらぬけん待つかということのうちに、状況的にはどうなんですかね、推移的にいって。

○中山水俣病審査課長 臨水審への申請件数ですが、資料にありますように、6月末で36件ございますが、その後3件の処分がなされたわけです。7月に入りまして、1～2件の申請は上がっておりますけれども、大幅にふえる状況にはないと思います。ただ、申請者の中には、早く審査をしてほしいという申請者もおられますので、検診が終了して審査ができる状態になった方々については、適宜国での審査制度について丁寧に説明を続けたいと思っております。

○鎌田聡委員 あと、少し4件というのが少ないかなと思っているんですけれども、結局

認定申請者は686件ということですから、もう少し多く臨水審もやって——丁寧にやるということであまり少ないのかもしれないけれども、やっていただくこととあわせて、丁寧にやるというやり方を踏まえれば、県の認定審査会も、もうあとしばらくしたら再開して早く認定申請者の審査をすべきだというふうに思いますけれども、まだその辺のめどはないんでしょう。もう少し様子を見ながらということですか、県の場合は。

○中山水俣病審査課長 今回4件とも棄却という結果でしたけれども、さまざまなケースがあると思われまので、引き続き臨水審において審査を積み重ねていただきたいと思っております。

それとあわせて、国の不服審査会、今審査請求の案件が上がっておりますので、その裁決の状況を見きわめながら、臨水審の結果と裁決等を見きわめながら、今後の県での審査については検討していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 4件全て不服審査会に行っているんですか。そういうことじゃなくて、棄却されて……。

○中山水俣病審査課長 今回処分された4件につきましては、この後どうなるかわかりませんが、国で審査をした案件については不服審査会には直接制度として行かないので、異議申し立てという、もしあればそういうことになりますけれども、既に過去に処分した案件について不服審査会に審査請求が上がっておりますので、その裁決というものを待っているところでございます。

○鎌田聡委員 わかりました。できるだけ早く認定申請者に対しての対応というのはやっぱりやっていかなきゃならないと思っております。

で、ぜひやっていただきたいと思います。

それとあわせて、特措法の関係も先ほど御報告いただきまして、今は判定を全部終了したということでありまして、はっきりこの数値漏れとか判定漏れとかないかと今確認されているということだったんですけども、どのくらいまでにはっきりした——どこまでがライトになりましたよということがはっきりわかるのは、いつぐらいになるんですか、めどとして。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

委員のほうからは、判定結果の全体的な公表の時期のことをお尋ねかと思えます。

本県の状況につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおりでございますが、鹿児島県さん、それから新潟県さんも特措法の御申請の判定の手続をなさっておられます。新潟県さんの状況は聞いておりませんが、数日前、鹿児島県さんのほうにつきましては、もう最終段階、もう本当に最終段階のほうにあるというふうに、そういうふうなコメントを出されていたかと思えます。

この発表の時期につきましては、県議会の先生方大変な御尽力もいただいて成立をいたしました特措法に基づく対応でございますので、この法を所管する環境省のほうで、3県の状況、3県と協議の上、最終的に、その公表の時期、それから公表の内容については方針を示すというふうなことになっております。

以上でございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これはもうまとめてということになるんですね。各県ばらばらじゃなくて、環境省が一括して公表することなんですか。

○田中水俣病保健課長 具体的にまだそこま

で話は聞いておりませんが、恐らくそうした形になるのではないかと思います。

○鎌田聡委員 わかりました。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 環境基準超過地点という、この15ページなんですけれども、大体自然界で発生するものなのか、ある程度原因がわかっているものもこの地点であるのか。これの全体の状況を教えていただければと思います。

○川越環境保全課長 済みません、先生、今11ページ……。

○城下広作委員 いや、15ページ。超過地点の分で、ほら、いろいろあったじゃないですか。

○川越環境保全課長 15ページですか。失礼いたしました。

15ページは、地下水の環境基準超過地点ということでございますが、ヒ素、ホウ素、フッ素、この辺は自然界にありまして、自然由来ではなかろうかと思われております。あと別に下のほうの④のところを書いてございます1,2-ジクロロエチレンでございますとか、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、この辺は有機塩素系化合物といいまして、人為的な要因の汚染が残っておりまして、だんだん減っていったような状況だという形でございます。

○城下広作委員 だから、その原因というか、人為的なとか、そういうところの発生するということのところというのは大体目星がついて、そして、それを改善して減っているのか、それが明確じゃなくて自然に規制

があつてるから減っているのか、その辺の部分ですね。どこがということがそういうことがいろいろわかっているんですかね。

○川越環境保全課長 人為的汚染につきましては、この辺の有機塩素系化合物といいますのが、よく汚れ落としに使われるような物質でございます。例えて言いますと、クリーニング店あたりで以前汚れ落としに使われていたものでありますとか、精密機器等の部品を拭くようなときに使われていたものだとかという形になってきます。

それにつきましても、クリーニング店につきましては、もうほとんどそういう物質は使ってないということでございますし、事業場あたりにおきましても、できるだけその辺は使う量を少な目にしているということだとか、あと、材料、洗浄剤として使う物質を代替品に変えて、こういうやつが入ってないものに変えているというような状況で、物自体が非常に減っておるといふ状況でございます。これにつきましては、例えば空気中に置いとけば自然と減っていくというような物質でございます。

○城下広作委員 新しく使わない、きれいにする、いろんな代替に変えてもらう、そうすると、一つの企業努力、原因もわかって、自分たちが出している部分がこういう影響を及ぼすと。規制してだんだん減らせばいいんだけど、残留で結果的にそれはそのまま今現在ずっと影響しているということも考えられる部分もあるんですか。

○川越環境保全課長 当時のやつが残留しております、中には、先ほど空気中で少しずつは減っていくという話をしましたけれども、例えば、井戸の中にバブリング、空気を送り込んでバブリングしながら少しずつでも発散させていくというような形をとっている

ところもございます。非常に長期間にわたって分解していくということでございますので、徐々に減ってはいるんですが、まだあるというような状況でございます。

○城下広作委員 ということは、もう特定でわかっているところは、その企業努力をしてもらって、なるべくそのバブリングというような話の部分で、空気中に飛散するような形でやるように努力して協力してもらわないかぬですたいね。そういうことはしっかりと怠らないように頑張ってくださいたいと。いわゆる基準値を超えるという現実があるということは、超えないように頑張らなきゃいけないということでしょうから、よろしく願いしたいと思います。

済みません、まだいいですか。

○山口ゆたか委員長 どうぞ。

○城下広作委員 せっかくちょっと西岡先生がくまモンのことを言われましたので、このくまモンの分の写真を見て、相手には大変失礼だけど、やっぱり似てる部分と似てない部分があるですたいね。余り似とらぬですたいね、どちらかというところ。

くまモンも、似てる似てないというのがよく話題になって、つくっていただいてから文句は言えない、有名なところだから言えないけれども、類似品で似てないようなものをばんぶんつくられると、くまモンのイメージが最終的には悪くなるんじゃないかという部分のその辺の基準と、もう1つ、くまモンを要請する回数が非常に多いと思うんです。

ところが、要請されても、どうしてもバッティングするから断らなきゃいけない。この分の断る確率というか——それでも相手に対してせっかく要請があつているのを断ってしまわなきゃいけない。この辺が、ちょっとこれは外国の分、ヨーロッパだったけれども、

国内では結構あると思うんですよ。この辺のを数字的にわかればちょっと。

○成尾くまもとブランド推進課長 まず、シユタイプ社のテディベアにつきましては、やはり何といても世界に名立たるテディベアのブランドということで、実は、この形に至るまで、大分似るようにしてほしいと半年ぐらいのやりとりをした結果、ここまではこれだからというふうなことでございますが、委員おっしゃいますように、実際のくまモンと見比べるとというふうな部分はあるかと思いますが、これはこれとして多くのファンの皆様にはかわいがっていただいているのかなというふうに考えているところでございます。

それと、もう一つの御質問でございますけれども、これはいわゆる利用許諾についてということでの理解でよろしいでしょうか。

○城下広作委員 はい。

○成尾くまもとブランド推進課長 わかりました。

利用許諾につきましては……。

○真崎商工観光労働部長 利用許諾じゃなくて出演要請。

○城下広作委員 出演要請。どうしてもバッティングで断らなきゃいけない、そういう率はどのくらい……。

○成尾くまもとブランド推進課長 出演要請ですね。申しわけございません。

出演要請につきましては、確かに、今県内にとどまらずに、県外さらには海外からもさまざまなオファーをいただいているところでございます。そのような中で、できるだけ多くの皆様のところにくまモンも出かけていきたいというふうなことでありますが、何せ限

りがあるわけでございます。

それで、私ども、まず県内につきましては、やはり熊本県の職員であるというのが前提となっておりますので、一つには公務を優先させていただいております。あわせて、県内の場合には、やはり地域のバランスも考えまして、できるだけ県下くまなく参りたいというふうなことを考えているところでございます。

それから、県外につきましても、東京事務所、大阪事務所とも連携を図りながらしているところでありまして、御承知のように7月には秋田県を訪問させていただきまして、全都道府県を訪問するというふうなことができたところでございますが、その後もひっきりなしにあります。

お尋ねの大体どれぐらいの割合かというところでございますけれども、申しわけございません。今ちょっと手持ちでどれぐらいお断りしているというのがございませぬので、また精査いたしまして御報告をさせていただければというふうに考えているところでございます。恐縮です。

○城下広作委員 せっかくだから、大変期待して呼ばれる方、ところがどうしても重なる、そのことで断念するというので、呼ばれるうちは花かなということで、なるべくやっぱり断らないような形のを本当に何か頑張っていたきたいと。

それと、本当にくだいようですが、全然似てないものもありますもんね。声を出すあれはよう似とらぬなと思いますけれども、全然、顔が真つすぐ出て犬みたいな格好してますもんね、あれちょっと。済みません。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○重村栄委員 3点ほどちょっとお聞きしたいんですが、まず1点目は、環境調査の件

で、PM2.5の件でちょっとお聞きしたいんですけども、しばらく私の荒尾市は大分このPM2.5で注目を浴びたんですけども、最近は余り話題にならないので、ちょっと喜んでいるんですが、これちょっと2つ、この件で2つ質問します。

1つは、測定点を変えたことで下がったのか、もともと下がってきているのか、わかればちょっと教えていただきたい。

それから、もう1点は、PM2.5の物質の分析、これをされてるのかな、されてないのか、ちょっとそこら辺を確認したいんです。

何でかという、どこから飛んできたかという話になってくるので、中身がどのようなものかというのは、やっぱり突き詰めないとまずいかなという気がしているものですから、そこの辺をわかればお願いしたいと思います。まず1点目。

○川越環境保全課長 まず、1点目でございます。

荒尾市のPM2.5のデータにつきましては、非常に荒尾市だけが高い時期があったというようなこともございますけれども、今現在、荒尾市の市役所のほうが、耐震化工事で荒尾市のほうに設置しておりましたPM2.5の機械を荒尾市の運動公園のほうに移設しております。移設する前に、大気観測車のほうに積んでいるPM2.5の機械、移動観測車を荒尾市のほうに持っていきまして、同じ市役所内の固定の設置の場所と、もう1つ駐車場内に移動観測車を持っていきまして、データを比較しております。そのデータを1カ月半ほど比較したんですが、比較したところ特異な変化はなかったというようなことございまして、どうしてもたまたまそういう値が出ていたのかなというふうに感じておるような状況でございます。

それと分析のほうでございますが、PM2.5の分析も行っております、主にイオン成

分あたりを行っております。イオン成分等で申し上げますと、例えば硫酸酸化物あたりが高い値が出てくるということであれば、どうしても日本の工場でありますとかガソリンの硫黄成分の含有率等を考えますと、日本のほうでは非常に数値としては低いということが考えられます。その数値が高いということであるならば、ある意味越境流ではなかろうかというふうな判断ができるかと思えます。その辺につきましても、データを積み重ねていて国のほうに報告をいたしまして、国のほうでまとめた形で評価というふうな形で出るようになるのかと思っております。

○重村栄委員 1点目のはわかりました。場所の有意差はないということですよ。

○川越環境保全課長 はい。

○重村栄委員 要するに、もう全体的には減っているというふうには受け取っていいんですよ。はい、わかりました。

2点目の件ですけれども、今分析はされているんですよ、現実的に。ただ、まだ公表するようなどころまでデータの積み上げがないというふうには受け取っていいんですか。

○川越環境保全課長 データの結果につきましては、それぞれにある程度出てはきているんですが、結局、結果を解析した上で、実際にどういう形に流れているというような話については、やはり国のほうが取りまとめることになるかと思えます。

先般、環境省の微小粒子状物質の検討委員会のほうから出されたやつの中で、九州につきましては、約6割が越境流だというような報告もあっているというふうには聞いております。

○重村栄委員 それは、さっきおっしゃった

硫黄分の分析値からですか。何かほかにもあるんですか。

○川越環境保全課長 それは、いろんなほかの要件も含めた上で一応検討してあるということでございます。

○重村栄委員 例えば、国の名前を挙げると申しわけないから言いませんけれども、大陸のほうから飛んできたということであれば、例えば硫黄分だけじゃなくて特異な土壌がありますよね。この地区にはこういった成分が多い土壌があるとか、そういったものの分析も当然入っているということですか。

○川越環境保全課長 済みません。今手元にそのときのやつがあるんですが、土壌等までをしたというような部分はちょっと見当たらないみたいです。あと、当然大気の流れのほうからは分析してあるみたいです。

○重村栄委員 あくまでも大気のほうだけですね。そういう面ではね。

○川越環境保全課長 大気の流れとその辺の成分あたりも検討してあるみたいです。

○重村栄委員 具体的なお話ができる時点になりましたら、ぜひお話を聞かせてください。非常に関心がありますので、お願いをしたいと思います。

2点目いいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○重村栄委員 2点目は、自転車の安全利用のところなんですけど、この書面によると、他県で大きな金額の事故の損害賠償請求が行われているとありましたけれども、県内で大きな金額の事故が現実あっているのかどうかと

いう点と、今自転車の整備点検や損害保険の加入促進というのを図ってらっしゃるようですけれども、損害保険への加入は、大体どの程度、今現実あるんですか。余りかたっている人って聞いたことないので、具体的にどのくらいの人が加入しているのかなど。

○開田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

県内におきまして、損害賠償請求まで発展したような事故というのは現時点把握してはおりません。

それから、保険の加入状況ですけれども、自転車の保険には、自転車販売店が販売の際に自転車の整備をしましたときに、安全だという保証の意味でT Sマークというのを張ります。このT Sマークが張られた自転車につきましては、向こう1年間、傷害保険で30万から100万円、それから損害保険で1,000万から2,000万という保険がございます。これは全国的に見ますと5%程度の加入率というふうに聞いております。

それから、このほか学校のほうでは、PTA連合会のほうで保険を奨励されておりますけれども、これにつきましては、高校ではほぼ100%、それから、小中学校では、まだ現時点50%から60%というふうなお話は聞いております。

○重村栄委員 事故が起きてるのは、高校生とかよりももうちょっと年齢の少し上の人のほうが多いのかなど、ちょっと私認識を持っているんですが、その辺はどうなんですか。

○開田くらしの安全推進課長 自転車が当事者となった事故につきましては、6年連続で減少傾向にはございます。平成25年では、県内の件数が約1,000件、それから平成26年6月末でいいますと、約440件という状況でございますけれども、その中で年齢別構成を見

ますと、やはり成人の方による事故の比率が約43%ということで一番高い比率を示しております。

○重村栄委員 その成人の方々が所有している自転車の保険の加入率というのはどうなんですか。

○開田くらしの安全推進課長 成人の方々の保険加入率の調査結果は手元にはございません。ただし、今申し上げました保険と別に、それぞれ成人の方は車の任意保険にかたっておられます。この任意保険の付帯保険ということで自転車にも適用されるような保険もあるというふうには聞いております。

○重村栄委員 今言いましたように、私の認識と大体合いましたね。成人の方の事故が多いんじゃないかという感じで、だから問題点はそこだと思うんですね。

これ、今さっき答弁いただいたように、高校生はもうほとんど入っていただいていると。ところが、成人の方は余り入っていないんじゃないかなという気がして、そこが事故率が高いと。重大事故という大きい事故が高いので、そこをどうするかを考えておかないと、この補償問題になったときには、やっぱりそこでいろんなネックが出てくるのかなという気がしますので、当然、高校生とか若い人には、事前にそういう教育をしていただいて、加入を進めてもらうことは大事なことですけれども、プラスして、その成人のほうをどうするか、その辺をもう少し力を入れていただきたいなど、そういうふうに要望しておきたいと思っております。

もう1ついいですか。

○山口ゆたか委員長 はい、どうぞ。

○重村栄委員 もう1点、ポートセールスの

件です。

ポートセールスの課題のところ、港湾機能の不足という点で、その中に倉庫等の一俗に言う保税上屋というんですかね、の不足の件が書いてあります。この辺は、民間でお願いすることがほとんどだと思うんですけども、その辺は民間の方々との話し合いというか、県として、どういうふうに民間の方にお願ひしてらっしゃるのか、取り組み状況、あるいは見通し、どんなふうなのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○寺野企業立地課長 これは、所管は土木部になりますけれども、先ほど申し上げましたポートセールスビジョンをつくる時、乙仲さんあたりに、例えば上屋は役所がつくるのですが、民間と話し合いをしながら、理解してもらいながら、例えば八代港、今後いろんなセールが入っていきますので、順次やっていきたいと思います。誰がどの施設をいつつくるのは決まっていませんけれども、おおむねの理解はできてきたのかなと思っております。

○重村栄委員 私たちも、何度か視察関係でよその港を見にいかせていただいたことはありますけれども、一番びっくりしたのは、釜山の港を見にいかせていただいたときに、埠頭の整備は当然ですけれども、そのバックヤードがすごく広くて充実してて、相当のお金がかかっているなという感じを見せていただいて、お話を聞いたときにも、やはりいかにバックヤードをきちっと整備するか、これが大事ですよというお話も聞かせていただいて、やはりそういうことかなという感じを持っていますので、特にこの問題意識を持っていらっしゃいますので、その辺はぜひ充実をさせていただくようお願いしておきます。

○寺野企業立地課長 企業立地の補助の中に

物流の補助を今年度から入れまして、そういう関連で、バックヤードに倉庫というようなことでも少しの補助は出ますけれども、そういう誘因も含めていろいろ機能充実に努めているところでございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 もう1ついいですか。

河川環境の件ですけれども、この前、天草町で、ちょっと大雨の視察に行った後に、あそこは養豚業者が10人ぐらいいらっしゃって、私も常々、あそこを通るときに、なおいを気にしていました。

特に、今回崎津集落が世界遺産登録に向けて動き出した中で、大江の教会も、多分その中には入りませんが近くにあるし、多くの観光客に来てもらえると思うんですけれども、なおいもですが、あそこの河川の調査に行ったら、周りの人から、もう硝酸性窒素で米もつくられぬようにこの辺はなっていると聞きまして、すぐ畜産課を呼びまして、どうなっているのかと聞いたら、何年か前に集落で養豚の排水の処理をしようとして直前まで行ったんですけども、やめになつたという状況を聞きまして、そういうところを調べてあるところは代表的な河川だけれども、そういうところの河川の調査というのは実際やるんですか。

○川越環境保全課長 先生おっしゃられたように、基本的な調査につきましては、代表地点を設定して経年的にデータを追っておるところでございます。

今おっしゃられたように、特異的なところがありますとか小さな河川等につきましては、この辺は苦情等に応じて現場を確認しながら対応していくという形をとっております。なおいにつきましては、悪臭防止法というのがございまして、悪臭防止法は市町村の

ほうに事務がおりておりますけれども、その辺も技術的な指導も相談を受けてやりながらやっていくということにはなりません。

それと、養豚業者さんあたりにつきましては、規模に応じて水質汚濁防止法がかかってくる場合もございますので、そういうところ、水質汚濁防止法がかかってくるにつまましては、当然排水等の基準もかかってくるというようなことで、排水に関しましては指導に入るという形にはなるかと思えます。

あと、悪臭苦情当たりにつきましても、農政サイドと連携をとりながら指導するという体制をとっておるところでございます。

○西岡勝成委員 一軒一軒はそんなに規模的には大きくないと思うんですが、やはり集落でまとまってくると、かなりなおいもすごいですよ、あそこ。河川も、大江川かな、真ん中に細い川が流れているんですけれども、米もつくられぬような状況にあるということであれば、早目にこれは対応してやらぬと、それはもう観光客来ますよ。世界遺産の件もあるし、そういう流れの中で、ぜひ畜産とも連携を——市とももちろん、先ほど言われるように連携が必要だと思うんですが、早目の対応をお願いしておきたいと思えます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○城下広作委員 1つだけ。

ちょっと私も、自転車安全利用の条例については、大変すばらしいことを考えていただくということで頑張っていたきたいというふうに思います。また、幅広いいろんな人の意見も聞きながら、条例の部分は、やっぱり利用者も、先ほど重村先生が言われたように幅広い年齢層がございまして。それと、一概に高齢者ばかりというか、年配とか一般の人じゃないですもんね。やっぱり事故を起こ

すのは、どちらかという自転車に乗る頻度は学生ですから、学生が、どちらかという自転車の加害者になって大きな損害を逆にこうむるというようなのが全国的に多いですから。

特に、やっぱり保険はかたっている、その保険ではカバーできない金額の補償が何千万というふうになっているのが現状でございますので、この辺は、保険にかたっているからと安心ではなくて、あくまでも、本当に事故を起こしたらそれ以上のものが逆に降ってかかるという可能性が高いから、しっかりとやっぱり注意喚起をするような形。

現行法でも、十分厳しい懲役刑、いわゆる罰金刑というのがありますので、これを知らしめることが大事だと思います。そうすると、これはとんでもないと、起こしちゃいけないというような形の注意喚起になると思いますので、その辺をしっかりPRしていただきたいというふうに思います。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 新幹線の騒音振動の調査の関係が報告ありましたけれども、この測定地点の26地点以外のところは、これは毎年変えてやっているんですか。同じところをずっとやっているんですか。

○川越環境保全課長 調査につきましては、県と沿線の市がやっているということでございまして、県の調査の場合は、毎年やっているところの上位10地点を選んでやっておるところでございます。

例えば、八代市あたりは、ほぼ昨年と同じところをやっておりますし、熊本市は、ローリング調査で地点を決めていると。以前基準オーバーしていたところ以外につきましては、ローリングで地点を決めているということでございます。

○鎌田聡委員 やっぱり同じところを毎年やっても結果は一緒だろうと思いますし、もしかしたら違うところでの騒音というのも考えられますので、ローリングでやられているということでありましたから、そこはよかったですけれども。

ちなみに、あと音源対策がとられないところは個別対策ということですけども、実際今までどのくらい、何軒くらい対策を打っているんですか。

○川越環境保全課長 実際には、何軒というところをはっきりとはわかっておりませんが、以前の新聞情報によりますと、1,360戸調べて、そのうち基準であります70デシベルを超過していたのが476戸と。これは平成24年の12月の熊日新聞のデータでございますけれども、70デシベルを超過していたのが476戸ということでございまして、その全てに対して対応されているというふうに聞いております。

○鎌田聡委員 超過地点とその対応ということで、個別対策済みということで結果が出ますので、県としても、やっぱり何戸ぐらい、今回の対策で何戸個別対策が済んだということをやっぱり把握しとくべきだというふうに思いますので、完全に本当に終わっているのかどうかも含めて、どれだけの必要性があつて、どれだけ今済んでますよということの数字は、やっぱりきちんと把握しておくべきだと思いますから、その点もぜひよろしくお願いして、特に、新幹線に対しての騒音に対して、もしかしたらどこかわからぬところでまだうるさいと思となはる県民の方もいらっしゃるかもしれませんので、ぜひJRときちんと丁寧に対応しながら、市町村とも対応しながら努めてやっていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。
ちょっと1点確認させてください。

きょう、昼のニュース番組を見ておりましたら、県北のほうでローリー車が事故を起こして、ベンゼンをちょっとこぼしてしまったと。ベンゼンといえば、環境にはよくない物質だということと言われておりますけれども、例えば環境生活部として何かこう対処しなければならぬことはあるんですか。

○川越環境保全課長 環境保全課のほうで、例えば水質事故というくくりの中で把握をしております。そういうタンクローリー、ちょうど昼南関のほうでというようなニュースを私も見ていたところなんです、すぐ保健所のほうに連絡をとったところ、保健所のほうは、もう情報は承知していると、今から確認しに行くというような話でございます。

実際にベンゼンということであれば、有害物質でもございますので、その辺の対処については、事業者みずからがするという形になっておまして、例えば、それが大量に流れ出て、側溝に入って河川に行くというようなことにでもなれば大変なことになりますので、側溝に入った時点で、吸着マット等で吸い込ませるとか、そういう対応をとってあると。万が一河川に流れ出した場合には、河川の上流——ああいう油物は水面に浮きますので、フェンス等をもって流れ出さないようにやるというような対応を、地元の市町村であるとか消防であるとかで対応をされております。

うちのほうでは、どちらかというと実際に現場で対応するのではなく、環境影響がないか、被害が拡散しないかという部分で確認をしておるような状況でございます。

○山口ゆたか委員長 はい、わかりました。
ほかにないようでしたら、質疑を……。

○成尾くまもとブランド推進課長 委員長、よろしいでしょうか。済みません。

先ほどの城下委員の御質問でございますけれども、くまモンの出動依頼の件でございますが、ちょっと今手元の数字で概数でございますけれども、大体全体の依頼の6割ぐらいにしかお応えできてないというふうなのが現状でございます。

参考までに、出動件数でございますが、24年度に2,366件、25年度が2,430件というのが、これが実際出ておりますので、大体年間で2,400件前後がマックスではないかというふうに認識しているところでございます。

以上です。申しわけございませんでした。

○山口ゆたか委員長 ほかにないようでしたら、最後にその他に入ります。委員の皆様方から何かありませんか。

○城下広作委員 県民百貨店の今後の成り行きをちょっと確認したいんですけども、6月の株主総会の決定で、いわゆる今の場所には、もう当然、熊本市の桜町再開発事業の部分での場所にはもうとどまらないと。どこか移転先を考えるとということなんですけれども、なかなかそれが——一生懸命頑張っておられるということで、とにかく継続と。場合によっては、なければもう廃業というような話もあったりとかして。

ちょうど思い起こせば、10年前に、熊本岩田屋があったときは、当時は連合熊本なんかも一生懸命——だから、岩田屋の労組とかも、県に一生懸命残してくれという運動があって、私が記憶しとるには、熊本市内には百貨店というのはやっぱり1つじゃいかぬと、2つないといかぬと。そうやって競争しながら、こうやってある意味では県民のニーズに答えていくという機運があって、非常に署名も多く盛り上がっていたと。当然、その期待

に県も一生懸命応えて、大変尽力していたという記憶があります。

今回は、余りそういう動きも、組合がないのか、あってるけれども余り話題になっていないのか。それと、県が、あのときの10年前のような形で、一生懸命、やっぱり百貨店は2つあったほうがいいという考え方を今持っているのか、もう市場原理で余りそがんふうを考えとらぬと、どうにかなるようになればいいというような推移で見ているのか、ちょっとこの辺の今の県の考え方を確認したいなと思います。

○高口商工政策課長 県民百貨店のお尋ねでございますが、10年前に、岩田屋の後を残すということで県も汗をかいたところがございます。現在、熊本市が政令市になりまして、まちづくりの観点から、この中心市街地をどういうふうに形づけられるのかということに関しては、まずは熊本市がどういうふうに考えられるのかというのが基本になるのかなというふうに思っております。

そういった中で、町のにぎわいづくりという観点でいうと、百貨店が2つあったらどうかというのは、これは県が決めるというよりか、町の中心市街地で事業をされている方、あるいは買い物に行かれる方々が、どういうニーズが高いのかというふうなことになるかと思っております。

今、桜町のあの再開発計画の中では、どちらかというと専門店を中心とした、何というんでしょうか、店舗構成といたしまして、そういうふうな御計画になっているように私も承知いたしておりますので、その状況を見ながら、決して、我々は熊本市の中心市街地のにぎわいをどうでもいいというふうには決して思っておりませんで、県都であります熊本市の中心市街地がより活性化するのに関しましては、縣市連携してしっかり対応していきたいというふうなところではないかと

考えております。

○城下広作委員 ここには、よく食料品なんかは結構利用者が多くにぎわっているというイメージも私はあります。また、もう一つは、同じように県民百貨店だけではなくて、交通センターという、あそこも非常に食料品とか——いわゆる中心市街地にとにかく人を少しずつ寄せようという動きももともとあっています。やっぱり郡部に分散し過ぎて、生活が、なかなか交通の便もいかぬ、だから中心に寄せようという形で、集合住宅、マンションなんかもどんどんどんそういうことを見込んでつくるというふうに考えていくと。

一方では、中心に生活の暮らしを便利がいいという形で売り込みながら、一方ではそういうのがなくなろうとして、違うニーズのものができかねないというような形に、もしなかった場合には、非常にそれが不都合になるんじゃないかなという部分ですけども、非常にその辺のことは、多分一番大事なものは市なんでしょうけれども、県も、いわゆる生活者目線で、生活する空間に非常に便利なものがなくなることで、どうやって苦勞するんだろうかというようなこともちょっと想像してやらないけないし、もう一つは、ここに入っているテナントの人たちが、かなり今度移動することによって、何かこう高い賃料とか、いわゆる負担がふえるような形で心配されているような人が多いというふうに関く話もあります。

また、もう一つは、1店舗1事業者というような人が結構その地域に多くて、開発業者の対象者に多くて、ある程度解体をして、次々に何か決めようとしても、その間の営業ができなければ、収入が途絶えて会社そのものが廃業というようなものをいろいろと含んでいるということを言われているんですけども、この辺のことの県の労働雇用とか産業支

援とか、この辺のことまで今の段階で考えられるのか、また、考えていながらどういう形で行くのかとか、この辺のちょっと想像するような内容、県が今考えているような形、もし何かあればと思ひまして。

○高口総括審議員 まず、さっきの桜町の開発に関しましては、商工部は参加をいたしておりませんが、県のほうは、企画開発部のほうが、この再開発のプランづくりの段階でいろいろ関与をさせていただいているというふうに聞いております。

それから、今後桜町開発が進んでいく中で、委員御指摘の部分は、例えばセンタープラザの問題とかではないのかなというふうに思っております。もちろん、民民の開発事業の中でやっていかれますので、どういうふうなテナントの料金設定とかというのはなかなか我々が関与できない部分もございますけれども、交渉が進んでいく中で、恐らく今御指摘のように、引き続きあの場所に残って事業をしていかれる方と、そうでない形の選択をされる方と、いろいろあるかと思っております。

それから、県民百貨店のほうは、あそこから移るという前提でお考えですけれども、そちらのほうについても、県民百貨店本体の営業している部分と、それからあそこにテナントで入っている企業さんと両方ございます。こちら辺、百貨店とそれからセンタープラザ合わせますと、雇用ではおよそ1,400名、テナントを含めて1,400名ぐらいの雇用があるというふうにお聞きしておりますので、どういうふうな形で移転がなされるのかにもよりますし、それから、特にセンタープラザのほうは、一定期間仮店舗にされるのか、いろいろな多分需要があると思ひますので、その辺については、現在熊本市のほうともいろいろと情報交換させてもらってますし、それから、県民百貨店に関しましては、百貨店の松本社

長あたりとも直接いろいろなお話を聞きながら、どういうふうな対応を県としてしたほうがいいのか、今いろいろなお打ち合わせをさせていただきながら、今後の対応を考えているところでございます。

○城下広作委員 いずれにしても、私は、県も責任があるとか、そういうふうには思っていないんですよ。いわゆる県民として、あの事業が進むことに何らかの形で影響する人も出てくるなど。

そして、一方で、市のほうが中心なんですけれども、いわゆる公金を投入する、そのことによって、逆にいえば民民だからということじゃなくて、公金を投入することによって、そこがいわゆる退去するというふうになれば、決して民民だけの話だけではなくて、やっぱり公金が使われていく中で、その事業が進むことによって影響を受ける人が出てくるという兼ね合いもしっかり考えて、そして、最終的には、このことを進めることによって、何か厳しい状況に陥って全てだめになったという人が数少なくなるように、やっぱりフォローとか、いろんな形で助言とか、いろんな形で推移を見守っていかないかぬのかなというのがあるから、全くこのことに対してその意識がゼロであればちょっと厳しいのかな。

10年前の支援の仕方と極端に差があるものだから、やっぱり。10年で大分そういうことが変わったのかなという違いをちょっと感じているような状況でございます。しっかりいろいろ推移を見守っていただきたいというふうに思ひます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考として手元に写しを配付しており

ます。

それでは、これもちまして第4回経済環境常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時58分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長